**【参考資料】**

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成にあたっての留意事項等 |
| △△△指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業運営規程（事業の目的）第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護〔要支援〕状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を確保することを目的とする。（事業の運営の方針）第２条　事業者は、要介護〔要支援〕状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行うものとする。２　事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。３　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。４　事業者は、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援〔介護予防支援〕事業者、介護予防支援〔居宅介護支援〕事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。６　事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕を提供するにあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。７　前６項のほか、「松原市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成３０年松原市条例第６号）及び「松原市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２６年松原市条例第３４号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。（事業の運営）第３条　指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。（事業所の名称等）第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。（１）名　称　△△△（２）所在地　大阪府松原市○○一丁目○番○号○○ビル○階（従業者の職種、員数及び職務の内容）第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（１）管理者　１名（常勤かつ主任介護支援専門員）（介護支援専門員と兼務）管理者は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を介護支援専門員その他の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。（２）介護支援専門員　○名（常勤〇名、うち１名管理者と兼務）介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス等又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。（３）事務職員　○名必要な事務を行う。（営業日及び営業時間）第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。ただし、祝日、○月○日から○月○日までを除く。（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。（３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。（指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法及び内容）第７条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法及び内容は次のとおりとする。（１）利用者からの居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕作成依頼等に対する相談対応を事業所内相談室において行う。（２）課題分析の実施①　課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。②　課題分析の実施にあたっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援するうえで、解決すべき課題を把握するものとする。③　使用する課題分析票の種類は○○方式とする。（３）居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案の作成利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の原案を作成する。また、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること~~、作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、この号において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうち、同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものの占める割合~~等につき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとする。（４）サービス担当者会議等の実施居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。（５）居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の確定介護支援専門員は、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。（６）~~居宅介護支援事業所と~~指定居宅サービス事業者等との連携介護支援専門員は、居宅サービス等に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。（７）サービス実施状況の継続的な把握及び評価居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。（８）地域ケア会議における関係者間の情報共有地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合は、これに協力するよう努めることとする。（利用料等）第８条　指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。２　法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕提供証明書を利用者に対して交付するものとする。３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。（１）事業所から片道○○キロメートル未満　　○○○円（２）事業所から片道○○キロメートル以上　　○○○円４　前３項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。５　指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書による同意を得るものとする。（通常の事業の実施地域）第９条　通常の指定居宅介護支援事業の実施地域は、松原市、○○市〇〇区、○○市の区域とする。２　通常の指定介護予防支援事業の実施地域は、松原市の区域とする。（事故発生時の対応）第１０条　事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の所在する市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録をするものとする。３　事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。（苦情処理）第１１条　事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、提供した指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。３　事業者は、提供した指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。（個人情報の保護）第１２条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。（虐待防止に関する事項）第１３条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る（２）虐待防止のための指針の整備（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。（身体的拘束等の禁止）第１４条　事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。２　事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。（業務継続計画の策定等）第１５条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（衛生管理等）第１６条　事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。（２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。（３）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。（その他運営に関する重要事項）第１７条 事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。２ 事業者は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとする。（１）採用時研修 採用後○か月以内（２）継続研修 年○回３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。４ 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。５　事業者は、適切な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。６　事業者は、指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から５年間は保存するものとする。７ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。附 則この規程は、○○○年○月○日から施行する。この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。・平成３０年松原市条例第６号及び「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平成１１年厚生省令第３８号）並びに平成２６年松原市条例第３４号及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３７号）を参照の上、事業運営に関する基本方針を記載してください。・所在地は、丁目、番、号、建物名を正確に記載してください。・既に指定を受けている居宅介護支援事業所において、経過措置の適用等により主任介護支援専門員でない者が管理者である場合、介護予防支援の指定を受けることができませんのでご注意願います。・○名以上の表記も可。・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。・営業日及び営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。・内容については、あくまで例示ですので、事業所の実態に応じて記載してください。・居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会）方式など、事業所で使用する課題分析票の種類を記載してください。・令和６年４月１日の基準改定において、左記取り消し線部分については努力義務規定となったため、本運営規程例からは削除しました。残していても問題はありませんが、介護予防支援には当該規定はないため注意してください。・サービス担当者会議については、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができますが、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。・自動車を使用する場合の交通費の徴収も、実費の範囲で設定してください。・交通費を徴収しない場合は「次条に定める通常の～交通費は徴収しない。」と記載してください。・通常の実施地域に係る交通費は、介護報酬に含まれます。・原則として、市区町村単位で設定してください。・本市以外で介護予防支援事業を実施する場合は、当該市町村での指定が必要です。・事業者が定めた事故発生時の対応方法について記載してください。 |